

生存権裁判が問うもの

福岡・京都訴訟きよう、最高裁判決

生活保護の老齢加算復活を求めて全国の高齢者がたたかっている生存権裁判。最高裁は6日、福岡と京都の裁判の判決を出します。生存権裁判とは何か。支援する全国連絡会会長の井上英夫金沢大学名誉教授に聞きました。

(岩井亜紀)

2005年に始まった生存権裁判は、9都府県、113人の高齢者が提訴しました。原告は、生活保護の老齢加算廃止に伴う保護基準の引き下げを元に戻せと訴えています。

全ての人の問題

なぜ、生存権裁判なのか。保護基準は、税や保険料負担、最低賃金、就労援助、社会保障全般の「物差し」として国民の生存権に



井上英夫氏

かかわるからです。自民、公明、民主3党が12年に成立させた社会保障制度改革推進法は、「自助、共助の後に公助がある」として憲法25条が保障する生存権を実質的に改悪しました。安倍政権は同法下で、社会保障削減と社会保障分野の営利化をすすめる一方、消費税増税をおこなう、戦争する国づくりに突き進んでいます。

生活保護は社会保障の「物差し」



福岡高裁判決前に入廷行進をする原告ら=2013年12月16日、福岡市

からの生活保護基準の段階的引き下げに対し、全都道府県で1万を超える人たちが審査請求に立ち上がりました。すでに訴訟も始まり、原告は、30都道府県で1000人を超えるでしょう。年金支給額引き下げに對しては、10万件的審査請求運動がおきました。労働者なども自身の問題だと認識し始めています。

憲法のお墨付き

憲法25条2項は、国に社会福祉の向上・増進を求めています。最低生活を保障するだけでは不十分なので、ところが、国は当事者の意見を反映せずに加算廃止を一方的に決定し、納得できる理由も説明していません。

原告誰もが、親しい人の葬式に参列できずつらいと訴えます。葬式にすら出られない状態が、「文化的な暮らし」なのか、国、裁判所は真摯(しんし)に、正面からとらえるよう原告は訴えています。

生存権裁判では、生活費面からとらえるよう原告は訴えています。

国際人権規約は、社会保障について、「最低限度」ではなく十分な生活保障をうたっています。最高裁には、この水準を踏まえた判断が求められています。

生活保護は、憲法25条が基本的人権として保障したものです。97条は基本的人権について、「人類の多年にわたる自由獲得の成果」だと高らかにうたっています。さらに、12条は人権の保持のために「国民の不断の努力」を求めています。

生存権裁判は、人権闘争として憲法97条がお墨付きを与えているものです。憲法に基づき社会保障の充実を求めるこのたたかいは、人権保障、ひいては平和を保障することにつながります。